

# 和水町サテライトオフィス等誘致に係る調査支援等業務 基本仕様書

## 1 業務名

和水町サテライトオフィス等誘致に係る調査支援等業務

## 2 業務の趣旨・目的

政府は東京圏の企業に勤めたまま地方のサテライトオフィス等でテレワークを行うなど、時間や場所に捉われない働き方を可能とする「地方創生テレワーク」の推進に取り組んでおり、地方としてもデジタルを活用する都市部の企業を誘致することは、地域課題の解決や新たなビジネスチャンスの創出などにも繋がる可能性があるとして、推進している自治体も多い。

和水町（以下「町」という）においても、和水町総合計画及び総合戦略に基づき、産業振興と雇用の場の創出を行う企業誘致に取り組んでいるところ、令和7年度中に和水町春富コミュニティセンター（旧和水町立春富小学校）を活用したサテライトオフィスの開設を行い、都市部の企業を誘致することを計画している。

本業務は、全国約600自治体が行っているサテライトオフィス誘致事業と差別化するために、町の地域資源や地域課題を踏まえ、和水町の明確な誘致戦略策定を行うとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用し、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務内容

以下の記載事項は、最低限の要件を定めたものであり、公募型プロポーザル方式による審査会において、予算の範囲内で効果的な企業誘致等に係る企画を提案することとする。

### （1）企業誘致に関すること

令和7年度中に旧和水町立春富小学校（現：和水町春富コミュニティセンター）を活用したサテライトオフィスの開設を行う計画であることを踏まえ、企業誘致に関する下記の事項を行うこと。

#### ア 各種リサーチを踏まえた総合的な戦略策定・ターゲットの選定

次に掲げる事項を踏まえた上で、今後の誘致戦略の指針となる「誘致戦略計画書」を策定し、町に根づく誘致すべき企業や業種を選定する。

##### ①地域資源の洗い出し

町の政策方針、地域課題、教育機関などから町の地域資源となるものの洗い出しを行い、その地域資源を踏まえた誘致戦略の策定や誘致企業のターゲティングを行うこと。また、進出した際の「メリット」についても明確化を行うこと。なお、戦略策定の際に、庁内関係者より幅広く情報を収集すること。

##### ②地元事業者の経営課題のヒアリング及び整理

地元事業者と誘致企業のwin-winを創出する企業誘致、地元企業のさらなる成長を目指すため、受託者の知見やノウハウをいかし、地元事業者への経営課題のヒアリング及び課題整理を行うこと。また、その内容を踏まえ、戦略策定と誘致企業のターゲティングを行うこと。

##### ③都市部企業の地方拠点設置のニーズの把握

受け側となる町のリサーチのみならず、誘致元となる都市部企業の地方拠点設置のニーズについても調査を行い、適宜戦略策定に役立てること。

#### イ 誘致戦略計画の実現に向けた効果的な誘致活動の企画及び実施

上記「ア 各種リサーチを踏まえた総合的な戦略策定・ターゲットの選定」にて策定した誘致戦略計画書を踏まえ、効果的な誘致活動の企画とその実施を行い、令和7年度中の企業進出の確度を高めること。企画の内容については、受託者が有するノウハウやネットワーク、実績等により効果的かつ合理的な内容を町に提案し、協議の上決定するものとする。

※手法の例：誘致に係るマーケティング手法、マッチングイベントや視察ツアー等の開催、効果的なプレゼン資料や動画の作成、町職員対応用マニュアルの提供 など

(2) 施設整備に関する情報収集及び提言に関すること

令和7年度設計及び施工を行うサテライトオフィス施設の整備方針や内容についての提言を行い、整備に係る仕様書等の作成をサポートすること。提言に当たっては、全国の優良事例や今後のニーズなどを参考に、サテライトオフィス施設を設置する和水町春富コミュニティセンターの現状や誘致戦略計画の内容を踏まえること。

(3) 活用可能な各種補助金の情報収集と手続きのサポートに関すること

町がサテライトオフィス施設の整備及び企業誘致を行うにあたり、活用可能な各種補助金の情報収集を行い、補助金の交付が受けられるよう一連の手続きをサポートすること。

(4) 事業全体の伴走支援に関すること

本事業で発生する不明点の解消、誘致活動で接点のできた企業のアフターフォロー等を行うこと。

5 成果物

(1) 成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに和水町まちづくり課に納品し、町の検査を受けること。ただし、誘致戦略計画書に係る成果物は、契約締結の日から起算して4カ月以内を目安に納品することとする。

(2) 納品する成果物とその形式

本業務の成果物は下記のとおりとする。

- ア 誘致戦略計画書（製本） 1部
- イ 誘致戦略計画書（電子データ） 一式
- ウ 企画した誘致活動に係る成果物やリスト等 一式
- エ 施設整備に関する提言書（製本） 1部
- オ 施設整備に関する提言書（電子データ） 一式
- カ 活用可能な補助金リスト（電子データ） 一式

6 受託者の責務

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。
- (2) 本業務で知り得た事項並びに関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (3) 町の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、または、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (4) 町の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- (5) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。

7 著作権

- (1) 本業務の委託の履行においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本業務の委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて町に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の仕様に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し第三者との間で著作権に係る倫理侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら町の責めに帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。